

75歳以上の方と65歳～74歳で
一定の障がいのある方が対象



後期高齢者 医療制度の お知らせ

「医療」と「介護」の自己負担額が 高額になったとき

同じ世帯の後期高齢者医療制度の加入者が、1年間に支払った「医療費」と「介護サービス費」の自己負担額の合計が基準額を超えたときは、申請により、その超えた額を**高額介護合算療養費**として支給します。

対象となる方には、
「お知らせ」を
お送りします

**忘れずに申請を
してください**

対象とならない方は、申請の必要は
ありません。

※「該当する」と思われる方で、「お知らせ」が届かない場合は、お住まいの市町村へお問合せください。

高額介護合算療養費の基準額など

窓口負担	区分	介護合算算定基準額	
3割	現役並み所得者※	67万円	
1割	一般	56万円	
	住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

※ 住民税の課税所得が145万円以上ある加入者とその方と同じ世帯にいる加入者の方です。

算定する期間

高額介護合算療養費は毎年8月からその翌年の7月末までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。今回の算定期間は、平成21年8月1日から平成22年7月31日までです。

また、基準額の区分は、算定期間の末となる7月31日現在の医療機関等での窓口負担の割合により決まります。

住民税非課税世帯の区分Ⅱ・区分Ⅰ	
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方 ・老齢福祉年金を受給されている方 ・世帯全員が、所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方

・後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
・基準額を超えた金額が、500円未満の場合は支給されません。

高額介護合算療養費に関するQ&A



Q1:申請はどのようにするのですか？

A1:申請書に必要事項をご記入のうえ、郵送にてご提出ください。

申請書用紙および返信用封筒は、「お知らせ」に同封しています。

なお、お住まいの市町村の窓口で手続きをされる場合は次のものをご持参ください。

- ①申請書(広域連合からのお知らせに同封)
- ②振込先口座がわかるもの
- ③印鑑(認印で可)
- ④保険証(健康保険証、介護保険証) ※領収書は不要です。

Q2:医療費のみ支払っている場合はどうなりますか？

A2:「医療費」と「介護サービス費」の両方に自己負担額がある場合に対象となります。

そのため、「医療費」と「介護サービス費」のいずれかの自己負担額が、0円の場合は、対象になりません。

Q3:医療と介護で支払った費用の全額が対象になりますか？

A3:①医療費分～医療保険の適用となる医療費の自己負担額が対象となります。

保険適用外の医療費、入院時の食事代、病衣代等は対象になりません。

②介護サービス費分～介護保険の適用となるサービスの自己負担額が対象となります。

保険適用外のサービス費、居住費、食費、日常生活費は対象になりません。

※高額療養費や高額介護サービス費などで自己負担額の戻りがある場合は、合算額から除きます。

Q4:同じ世帯内で、加入している医療保険が異なる場合はどうなりますか？

A4:同じ世帯で、かつ、同じ医療保険の加入者の方が支払われた「医療費」及び「介護サービス費」の自己負担額の合計により対象額を計算します。

そのため、同じ世帯であっても加入している医療保険が異なる場合は、合算の対象になりません。

医療費通知の発行を希望される方へ

平成22年度から「発行を希望される方のみ」への送付に変更となっています

医療費通知の発行を希望される方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合、またはお住まいの市町村窓口までご連絡ください。
なお、すでに「医療費通知の発行を希望する」ことをご連絡いただいている方については、再度のご連絡は必要ありません。

※ご連絡の際は、被保険者番号のわかるもの(保険証など)をお手元にご用意ください。



医療費通知とは？

- 半年ごと(1～6月、7～12月)に、医療機関等で診療を受けた際にかかった医療費の額をとりまとめ、毎年3月と9月にハガキで通知します。
- 受診年月、医療機関名、診療区分、日数、医療費の総額(10割の金額で表示)が一覧で記載されています。
- 受診の記録がない場合は発行されません。

●お問い合わせ先

お住まいの市町村の
後期高齢者医療制度
担当課または

北海道後期高齢者医療広域連合

[住所]〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

[電話] **011-290-5601** [FAX] **011-210-5022**

(受付時間/平日8:45～17:30)

[電子メール]webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp [ホームページ]http://iryokouiki-hokkaido.jp/